

別表（第10条関係）

1 防災協力農地を7日以内避難空間として使用する場合

立毛補償	災害時の使用状況及び立毛状況を、市長が現地調査し、次の (1)又は(2)のいずれかの額を補償する。 (1) 立毛の粗収入見込み額。ただし、立毛に市場による価格があるときは、その処分価格を控除した額 (2) 農作物を作付けするため投下した種苗及び肥料等の費用
------	---

2 防災協力農地を8日以上避難空間として使用する場合又は災害復旧用資材置場等として使用する場合

使用の区分	土地使用料等		農業補償額
	固定資産税及び都市計画税	使用料	
耕作地	当該土地の固定資産税及び都市計画税額を使用月数に応じて計算した額	当該土地の固定資産税及び都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額	当該土地における農業収入の見込み額又は前項に規定する立毛補償額
不耕作地			なし

備考

- 1 生産緑地における当該農地の土地使用料等の計算については、生産緑地から指定除外した場合の税相当額とする。
- 2 原状回復に際し、土の入替えが必要であると市長が認めた農地については、土地の地力低下に対して、農業補償額を基準として、返還後1年目は50%、2年目は25%相当額を補償する。
- 3 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数は1月として計算する。